

全飲連「新総合賠償共済制度」「おみせのマスター」

(賠償責任保険+事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」)

〔保険期間(ご契約期間):2021年8月1日午後4時から2022年8月1日午後4時までの1年間〕

～毎月1日をご契約開始日(保険始期)として、中途加入の受付をしています～

充実した補償内容のプランをご希望の方は・・・

ワイドプラン

(日本国内のみ)

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、生産物特約条項、施設所有管理者特約条項、昇降機特約条項、受託者特約条項 他)

商品パンフレットは
こちらの二次元コードより
アクセスしてください。

※全国飲食業生活衛生同業組合連合会 HP

保険金額 お支払い限度額 (W 型の場合)

食中毒賠償事故

身体賠償・財物賠償共通
1 事故・保険期間中

5,000万円

受託物賠償事故

身体賠償・財物賠償共通
1 事故・保険期間中

100万円

施設・昇降機 賠償事故

身体賠償・財物賠償共通 1 事故

5,000万円

人格権侵害・ 宣伝障害

1 名につき

100万円

ワイドプランの補償範囲

・エコノミープラン

食中毒賠償事故

～生産物賠償事故(身体賠償)～

生産物賠償事故(財物賠償)

施設・昇降機賠償事故

受託物賠償事故

人格権侵害・宣伝障害

さらに!

ワイドプランなら
次の補償もセットされます!!

被害者対応費用

事故対応特別費用

第三者医療費用

飲食物自体の損害

物理的損傷を伴わない財物の使用不能損害

年間掛金 (W 型の場合)

(保険期間 1 年、一括払)

年間売上高 ※消費税を含みます。	5,000 万円 以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超 1.5 億円以下	1.5 億円超 2 億円以下	2 億円超 2.5 億円以下	2.5 億円超 3 億円以下
年間掛金	5,500円	12,200円	20,600円	25,700円	30,800円	35,900円

※上記掛金は、年間保険料と制度運営費(500円)の合計です。

<事故例>

- 提供した飲食物が腐敗していたために、お客様が食中毒になった。
- 販売していた飲食物に誤って金属片が混ざってしまい、お客様が口の中をケガした。
- ウエイトレスが料理を落としてお客様にやけどを負わせた。



オプション

休業補償

(日本国内のみ)

(賠償責任保険普通保険約款、賠償責任保険追加条項、食中毒・感染症利益担保特約条項他)

喪失利益・売上高減少防止費用

食中毒や特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた貴店の損失に対し、お支払限度期間(10日、1か月、2か月)を限度に、かつ保険金額を限度に保険金をお支払いします。

施設の消毒、隔離その他の処理に要する費用(新型コロナウイルス感染症の場合に限ります。)

新型コロナウイルス感染症が原因で保健所その他の行政機関から施設の消毒・隔離、その他の処置の指示・命令があった場合に、定額で20万円お支払いします。

※5月1日時点での内容となり、今後変更となる可能性がございます。

物損害・賠償・休業リスクをまとめて補償！

おみせのマスター

(事業活動総合保険「ビジネスマスター・プラス」事業所限定方式)

※おみせのマスターにご加入いただく場合は、ワイドプラン・エコノミープランにご加入いただくことはできませんのでご注意ください。

【被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲】

物損害ユニット…貴店、休業ユニット…貴店

賠償ユニット…①貴店、②貴店の役員・使用人、③貴店の下請負人、

④貴店の下請負人の役員、使用人

※②③④は、貴店の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象（被保険者）となります。
また、使用人にはアルバイトを含みます。

物損害ユニット

事業所限定方式

保険金額
1,000万円

- 貴店所有の業務用の動産をまとめて補償!!
- 保険金のお支払いは再調達価額基準でお支払い!!
- 業務用の現金の盗難についても1事故につき100万円まで補償!!

休業ユニット

事業所限定方式

保険金額
1,000万円
【復旧期間12か月限度】

- 貴店所有の設備・什器等や商品・製品等が損害を受けた結果、貴店の営業が休止、阻害されたために生じる損失を補償!!
- 事故後の復旧期間内に営業を継続するために必要となる代替の設備、什器などの賃貸費用などを補償!!
- 食中毒や特定感染症による損失を補償!!

賠償ユニット

事業所限定方式

保険金額
1億円
(自己負担額なし)[NEW]

- 借用建物の損壊に伴う賠償責任のほか、賃貸借契約に基づき借用建物を修理した場合の費用も補償!!
- 賠償責任の解決のためのさまざまな費用も補償!!
- 次の損害についての賠償責任も補償!!

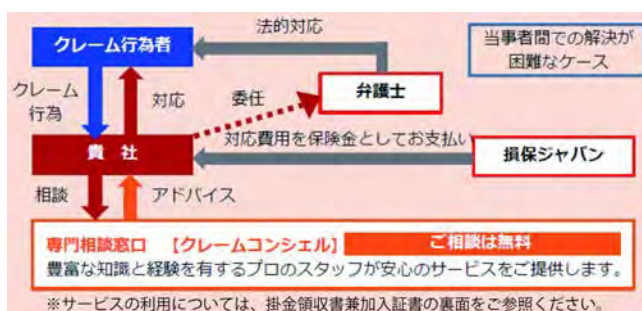
借家人賠償も対象

- 人格権侵害・宣伝障害 ●貴店製品が原因で納入先にて不良品ができあがってしまったことについての損害（不良完成品） ●見舞費用
- 損傷のない財物の使用不能損害、損傷した受託物などの使用不能損害 ●製造物など、それ自体の損害（他の財物の損害の原因となった場合）
- 加工などを目的として受託した財物（作業受託物）・レンタル品（賃借物）などの損壊

NEW

クレーム等対応費用補償特約

業務に関連するクレーム行為および使用人の信用毀損等の行為によって、貴社が事故を解決するためにクレームコンシェル承認を得て負担する弁護士費用をお支払いする特約です。ただし、当社が認めた弁護士費用にかぎります。（1事故につき70万円、保険期間を通じて140万円が限度となります。）
※クレームコンシェルによるクレーム解決サポートサービスも提供します。



年間保険料表 (下記保険料は制度運営費の対象外です。)

(保険期間1年、一括払)

年間売上高 ※消費税を含みます。	年間保険料		
	(イ) レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店	(ロ) 仕出、弁当、給食、惣菜小売	(ハ) スナック、バー、キャバレー
200万円未満	21,790円	17,310円	33,290円
200万円～499万円	23,790円	19,310円	35,290円
500万円～999万円	25,790円	21,310円	37,290円
1,000万円以上	27,790円	23,310円	39,290円

本制度の内容に関するご照会および事故発生に関するご相談は・・・

＜団体保険契約者＞※県本部経由で報告ください。

全国飲食業生活衛生同業組合連合会

〒105-0004 東京都港区新橋6-8-2 全国生衛会館5階

TEL.03-5402-8630 FAX.03-5402-8629

受付時間：平日の10:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除きます。）

＜取扱代理店＞

丸紅セーフネット株式会社

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア3階

TEL.03-5210-1914（担当：秋元） FAX.03-5210-2915 メールアドレス.akimoto-y@m-inc.co.jp

受付時間：平日の9:15～17:00（土日、祝日、12/29～1/3を除きます。）

＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL.03-3349-5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）

このチラシは概要のご説明になります。ご不明な点や詳細については、取扱代理店または引受保険会社までお問合せください。